

輸移入家畜の着地検査について

北海道では、「輸移入家畜の着地検査実施要領（平成3年7月1日付け農政部長通知）に基づき、道外からの輸移入家畜の着地検査を行っています。

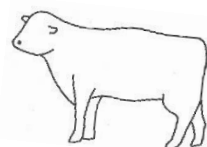
1 着地検査とは

伝染性疾病の侵入を未然に防止するため、道外から導入した家畜の健康観察や隔離飼育をし、検査を行うことです。

2 着地検査期間

- ・ 国外からきた家畜（輸入家畜）：導入後3ヶ月間
- ・ 道外からきた家畜（移入家畜）：導入後3週間

はじめまして



3 着地検査の流れ

(1) 道外から家畜を導入する予定の方は、次の書類を提出して下さい。

- ・ 家畜の導入計画（一年間分の導入計画）
- ・ 移入家畜導入計画書 ※2週間前までに提出

(2) 飼養衛生管理基準を遵守し、着地検査期間中は隔離飼育して下さい。

(3) 家畜保健衛生所員が着地検査を行います。

着地検査の内容（細密検査は、各疾病の要領に基づきます）

- ・ **牛**：臨床観察、細密検査（コーネ病検査）
- ・ **豚**：臨床観察
細密検査（豚コレラ、オーエスキー病、豚流行性下痢検査）
※**豚の精液**を導入する際にも、当所にご連絡下さい。
- ・ その他、**必要に応じて細密検査**を行います。

※牛・豚以外を導入する際には、**当所にお問い合わせ下さい**。

(4) 着地検査期間中、異常がなければ隔離飼育解除となります。

導入畜に異常を認めた場合は、速やかに家保にご連絡下さい